

目 次

○第1号（5月29日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 同意第 3号 榛東村教育委員会教育長の選任について	4
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6
日程第 5 議案第42号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について	10
日程第 6 報告第 1号 榛東村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について	12
閉 会	13

平成 2 7 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

5 月 2 9 日 (金)

平成27年第2回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成27年5月29日（金曜日）

議事日程 第1号

平成27年5月29日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 同意第 3号 榛東村教育委員会教育長の選任について
 - 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第 5 議案第42号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 報告第 1号 榛東村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
総務課付課長	中島由美子君	基地・財政課長	清村昌一君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	山本正子君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	久保田邦夫君	建設課長	久保田勘作君
上下水道課長	清水喜代志君	会計課長	小山美子君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前10時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回榛東村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げる次第であります。

この4月26日に行われました榛東村長選挙において激戦を制し、真塩村政が4年ぶりに復活をしました。真塩村長は、ご存じのとおり、この4年間、野に下り、一住民の立場から村政を見てきました。今度の村長選には、直前まで出馬を熟慮していましたが、この4年間の充電期間中、村政が大きく変わり、透明性が図られていない、信頼される村を取り戻し、次の世代へつなぐ政治を目指し、村民目線に立った開かれた行政を進めるべく、急遽出馬をし、見事に当選をされました。

この選挙期間中、「子供を育てるなら榛東村を目指します」、「安心して暮らせるために、福祉・医療・介護の充実を図ります」、「子供からお年寄りの安全と見守りを強化します」、「近隣市町村への10分移動構想で道路網を整備します」、「産業振興を目指します」、「村民と協働によるむらづくりのために行政改革を進めます」、「信頼される榛東村を取り戻します」の7つの公約を掲げております。

私たち議会は、執行側から提案される公約に関する議案に対し、緊張感と必要な距離感を保ちつつ、相互の立場を尊重し、執行機関と真摯な議論により、村民に有効な政策を推進し、本村の発展と村民福祉の向上のため、しっかりとした議論をしていきたいと考えております。

それでは、本臨時会に提案されます議案についてですが、既にお手元に配付されている議事日程にありますように、同意第3号 榛東村教育委員会教育長の選任について、承認第1号 専決処分の承認について、議案第42号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例、報告第1号 榛東村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告となっております。議員各位におかれましては、十分に審議願い、適正、妥当な議決に達せられますようお願いを申し上げます。

風薫る5月、議員各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

それでは、平成27年第2回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席です。

直ちにお手元に配付した議事日程に従い、本日の会議を開きます。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

6番小野関武利君、7番松岡稔君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日29日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◇

◎日程第3 同意第3号 榛東村教育委員会教育長の選任について

○議長（金井佐則君） 日程第3、同意第3号 榛東村教育委員会教育長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、同意第3号 榛東村教育委員会教育長の選任についての提案理由をご説明させていただきます。

現在、ご存じのとおり空席となっております榛東村教育委員会教育長に阿佐見純さんを選任したいと考えております。期間は平成27年5月29日から平成30年5月28日までの3年間でございます。

阿佐見さんにつきましては、前橋市大利根町にお住まいでございまして、昭和26年4月10日生まれの64歳でございます。阿佐見さんは、榛東村立北小学校長を中途退職いたしまして、平成23年8月25日、榛東村教育委員会教育長に就任されました。3年9カ月にわたって、教育行政の推進、あるいは教育環境の整備にご尽力をいただいております。この間、榛東中学校校舎建設事業、南小学校体育館

の建設事業などを初めといたしまして、学力向上委員会の設置、中学校の確かな学力、研究推進校の指定など、多方面にわたって積極的に取り組んで実践されております。

今後、教育行政はますます複雑多様化することが考えられます。そのような状況下、1期4年の教育長としての実績、これまで養われました豊富な知識、経験を生かしまして、子供たちの学力の向上と教育環境の整備にご尽力をいただけるものということを考えております。今回、教育長としての阿佐見純さんの選任に同意をお願いするところでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関であります。

村三役を決める重要な案件であります。暫時休憩をいただきたいと思うんですが、よろしいですか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第3号 榛東村教育委員会教育長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成7名、反対6名、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時13分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

ここで、ただいま榛東村教育委員会教育長として同意されました阿佐見さんがお見えになっておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 失礼します。

真塩村長のほうから指名をいただき、本日議会において同意をいただいて、新教育長ということで拝命されたこと、大変光栄に思います。ありがとうございます。また、一方では、非常に身も引き締まる思いでございます。

27年の4月1日から法律が変わりまして、教育長から新教育長というふうに名前も仕事内容も変わりました。今後は、新教育長という立場で会務を進めていきたいと考えておりますが、特に教育の政治的な中立性、それから安定性の確保、それから危機管理への適切な対応、さらには教育行政を当てるに当たって、非常に責任が重くなります。その重大さを再認識しているところでございます。

さらには、今度は一番大事なことは、村長と連携をきちっと強化を深めていくと、このことが大事なんだろうというふうに考えております。

今後、榛東村のえにし、それから小・中学生、児童・生徒、そして地域住民に対して、いろんな面で充実ができるように努力する覚悟でございます。

終わりに、皆様のご協力とご支援をいただきながら、新教育長という会務に当たりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◇

◎日程第4 承認第1号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（金井佐則君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして報告をし、承認を求めるとでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

朗読をさせていただきます。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年3月31日、榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございますが、榛東村国民健康保険税条例に改正の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年の3月4日に公布をされました。これによりまして、地方税法の施行令も平成27年3月31日付で公布をされたことによりまして、今回専決処分をするものでございます。

今回の地方税法施行令の一部を改正する政令に係る国民健康保険税の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を1万円引き上げるもの、それから後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円引き上げるもの、それから介護納付金課税額に係る課税限度額も2万円引き上げるものでございます。

また、国民健康保険税の軽減措置につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定において被保険者の数に乘すべき金額を47万円に引き上げるものでございます。

例規集では、第2巻の1,087ページからになっております。

一部改正でございますので、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右が現行条例、左が改正条例でございます。アンダーラインが引いてあるところが改正箇所でございます。

現行の課税額、第2条第2項中、基礎課税額51万円を改正案52万円に、第2条第3項中、後期高齢者支援金等課税額16万円を改正案17万円に、現行第4項中、介護納付金課税額14万円を改正案16万円に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、先ほど説明しました第2条第2項中、第3項、第4項の改正によりまして、国民健康保険税の減額、第21条第1項中の基礎課税額に係る課税限度額を現行51万円を改正案52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行16万円を改正案17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度

額を現行14万円を改正案16万円に改正し、次に第2号中の被保険者数に乗ずる現行24万5,000円を改正案では26万円に、第3号中、被保険者数に乗ずる額、現行45万円を改正案47万円に改めるものがございます。

議案書の3ページに戻ってください。

附則でございます。

(施行期日)

第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2項、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

第3項につきましては、もう一度新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。

附則第3項における榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これにつきましては、平成25年9月議会において条例改正の議決をいただきまして、その施行期日を平成29年1月1日で議決をいただいております。この条例の施行期日に改正案の下線部分がただし書きを追加するものがございます。その内容につきましては、施行期日を平成28年1月1日に改めるものがございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番です。

村長にお聞きします。今回のこの改正については、先ほど課長からの説明もありましたけれども、ここに私、社会保障審議会医療保険部会の資料があるわけなんですけれども、その中でも、保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得者層により多く負担をいただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となるというふうになっているわけなんですけれども、村長も今回の選挙で公約で国保税の引き下げということを掲げましたけれども、その国保税の引き下げをいつごろ何の財源をもってするという考えかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も公約の中に、政策の中に掲げさせてもらいました。これについては、なるだけ早く、これは時期、いつということが今申し上げられませんが、これは審議会とかそういうものがございます。審議会等の中で私の考え等、そういうものを伝えて、引き下げを早期に実現をしたいというように考えています。これが何%になるかどうかというものも、今、私自身は計算中

でございます、これについても、今、検討ができないことをお許し願いたいというように思います。

これについては、一番早く私はやりたい。財源については、今現在、これは私も皆さんの6月議会の質問の中で相当ございます。そういう中で、さらに詳しく説明は申し上げられるというように思っております。

これについても、私もまだ正式になったばかりでございますので、パーセントとか、財源、そのほかまだあれば、まだ今やっているところでございますので、早坂議員の質問にそのまま的確に答えられてないということを承知しながら、ご勘弁を願いたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） できるだけ早く引き下げることなんですけれども、要するに、もしその保険税の引き下げが行われなければ、今回の改正は、高所得者に対して負担を多くさせるだけの話になりますから、やっぱりここに書いてあるとおり、国保税の引き下げをしていただくことが、この議案に対する我々議員としての対応にとって重要な問題だというふうに考えますので、できるだけ早くということで、それはいいんですけれども、でも財源については、一般質問から出ているかもしれませんが、でも財源については、公約に掲げるからには、ある程度の見通しはつけて公約に挙げたんだと思うんですよね。ですから、それだけについては、どこに財源を求めるかでいいですから、お答え願いたいと思うんです。

○議長（金井佐則君） 早坂議員に申し上げますけれども、第1号は専決処分の承認についてと、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを今、審議しているところでありますので、村長に対する質問、質疑については、いかがかなというふうに感じますけれども、この条例の一部を改正する条例を審議していただきたいと、こんなふうに思いますけれども。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ただいまの早坂議員の質問に対して、村長、答弁をお願いいたします。

〔「ちょっと休憩もらえる」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時33分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 財源等については、先ほど言うように、私もある程度の頭の中には入っておりますけれども、ここで申し上げるより、6月の本会議で説明をし、そして答弁もさせてもらったほうが、私自身は、この3月31日、前村長が専決した処分について、これについてを審議いただくことで今回提案、承認ですか、を出しているところであって、ここで財源がどうのこうの、私もここでまた早坂議員に討論をぶちまけるということは今、考えておりませんので、財源もそのときに申し上げます。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） ちょっと発言あるなら、挙手をお願いします。会議再開しているんで、
暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

3問目、早坂議員、いいですか。

○13番（早坂 通君） はい。

○議長（金井佐則君） いい。

○13番（早坂 通君） はい。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成11、反対2であります。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第42号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第42号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の4ページ、お願いいたします。

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございます。

議案書の5ページをお願いします。

榛東村介護保険条例の一部を改正する条例。

榛東村介護保険条例（平成12年榛東村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万2,940円とする。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

右側が現行でございます。左側、改正案で、第2項下線部分を加えるものでございます。

議案書の5ページにお戻りください。

附則でございます。

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条、この条例の改正後の榛東村介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

例規集は第2巻の1,093ページからでございますが、3月議会で条例改正を可決いただいた条項でございまして、例規集の差しかえがまだ済んでおりません。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関であります。

議長にお尋ねするんですが、介護に直接かわりがない話ではありますけれども、議会对応についての村長の姿勢についてお伺いしたいんですが、よろしいですか。議会对応の村長姿勢について、村長にお伺いしたいと。

○議長（金井佐則君） 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例なんですけど……

○6番（小野関武利君） 直接関係ない話……

○議長（金井佐則君） 関係ないんで、一般質問か何かでやられたほうがいいんじゃないですか。

○6番（小野関武利君） はい、わかりました。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 報告第1号 榛東村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第6、報告第1号 榛東村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、説明をさせていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定によりまして、榛東村でも新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので、同条第6項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書と同時に榛東村新型インフルエンザ等対策行動計画、平成27年4月、榛東村ということで、計画書を配付をさせていただきました。

この計画は、インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、榛東村でも計画策定を行ったものでございます。

この新型インフルエンザは、季節性のインフルエンザと異なりまして、大きな健康被害を及ぼす新型のウイルスが世界的に大流行した場合を想定して策定をしたものでございます。国からの指示によりまして県も策定し、全国の市町村も策定をしたという経過のものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じたいと思います。

平成27年第2回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 小 野 関 武 利

榛東村議会議員 松 岡 稔